



広報

いながわ

第714号

1月15日
平成18年
(2006年)

毎月1日・15日発行

編集・発行 猪名川町企画部 広報コミュニティ課

〒656 0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

寒気の到来

インフルエンザとは?

インフルエンザウイルスによって起こる病気です。乳幼児・高齢者では合併症にかかり重症化しやすいといわれています。

症状 = 悪寒・倦怠感・発熱(38~40度)・頭痛・関節痛・筋肉痛・やや遅れて鼻水・咽頭痛・せきなど

潜伏期間 = 1~3日

合併症 = 中耳炎・気管支炎・肺炎・脳症

インフルエンザを予防するためには?

人ごみを避ける

ウイルスを寄せ付けないために、たくさんの方が集まる所へは行かないようにしましょう。

手洗いとうがいをする

外から帰ってきたら、手は石けんを泡立て流水で洗い、のどの乾燥を防ぐためにうがいをしましょう。

温度・湿度の調節を

ウイルスは低温・低湿を好みます。乾燥しているほど、長時間ウイルスが空気中に浮遊しているといわれていますので、加湿をしましょう。

外出時は、マスクをすることで加湿になります。

栄養と休養を

自分自身に体力をつけ、ウイルスへの抵抗力を高めましょう。



インフルエンザを早めに治し重症化させないためには、普通の風邪かインフルエンザかの見極めが大切です。のどの痛みや咳、鼻水などはたいしたことではないのに、突然高熱が出て、頭痛・関節痛・筋肉痛などをともない、強い倦怠感に襲われる時には、インフルエンザの可能性が高いと思われる。体の不調を感じたら、すぐに医療機関で受診してください。

今年の冬は、例年になく強い寒気が日本列島に訪れ、厳しい寒さが続いています。過去10年で2番目の早さで流行期に入っているインフルエンザに感染しないため、さまざまな予防に努めましょう。

もし感染してしまったら?
受診が遅くなると、ウイルスがのどや鼻の粘膜に広がってしまい根本的な治療が間に合わなくなり長期間寝込むことになります。いつもの風邪

と違うと思ったら、できるだけ早く受診しましょう。脱水症状に気をつけ、こまめに水分の補給をしましょう。他人にうつさないようにマスクを着用し、外出は避けましょう。熱が下がっても体内にはウイルスが残っている場合があるので、しばらくは安静にしましょう。問い合わせは、保健センター(766・1000)へ。

所得税・消費税(個人)・贈与税の相談会場が変わります

~伊丹税務署からのお知らせ~

1月23日から3月15日までの期間、下表のとおり申告の相談会場を設けます。

これにより、昨年までの各相談会場(日生公民館・川西市役所・伊丹市役所)は開設されませんので、ご注意ください。

なお、伊丹税務署ではこの期間、申告の相談は行いませんが、申告書の受理・税金の領収・用紙の交付・納税証明書の発行などを行います。

問い合わせは、伊丹税務署(779・6121)へ。

と き		と こ ろ
2月1日(水) ~ 同3日(金)	午前9時30分~正午 午後1時~同3時30分	中央公民館視聴覚ホール(生涯学習センター2階) 白金1-74-16
2月7日(火) ~ 3月10日(金)	午前10時~正午 午後1時~同4時	アステホール(アステ川西6階) 川西市栄町25-1
1月23日(月) ~ 3月15日(水)	午前9時~正午 午後1時~同5時 (同4時までに入場)	伊丹市立産業・情報センター(伊丹商工プラザ) 伊丹市宮ノ前2-2-2

1 中央公民館およびアステホールでは
・給与所得・年金所得の方を対象とした相談を行います。
・土地や株式などを売却した所得および贈与税に関する相談は行っておりません。これらに関する相談は伊丹市立産業情報センターへお越しください。
・事業所得、不動産所得の方は、伊丹市立産業情報センターへお越しただくか、税理士による無料相談会場(2参照)をご利用ください。
2 税理士による小規模事業者などを対象とした無料相談会場が、アステホールと伊丹市立産業情報センター会場内で2月16日~3月10

日(土・日を除く、午前10時~正午・午後1時~同4時)の期間、開設されます。
3 各会場とも土・日・祝日は開設しておりませんが、伊丹市立産業・情報センターは2月19日と同26日の日曜日に限り開設します。
4 混雑の状況によっては、上記時間にかかわらず受付を締め切る場合があります。
また、正午から午後1時までは休憩時間ですので、ご了承ください。
5 会場またはその周辺に有料の駐車場がありますが、大変混雑することが予想されますので、各会場へは、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

インフルエンザに引き続き注意を

平成18年度

市町交通災害共済加入者を募集

市町交通災害共済は、万一の交通事故に備え地域ぐるみで助け合う制度です。1人年額5000円の掛け金で、3日以上の入院に2万円から最高80万円までの見舞金が支払われます。保険期間は平成18年4月1日から同19年3月31日までとなり、町に在住・在勤・在学の人なら加入できます。更新手続は毎年必要です。ぜひ家族全員でご加入ください。自治会での一斉加入、または生活環境課、日生・六瀬住民センターで申込みください。問い合わせは、生活環境課(766・8712)へ。

見舞金一覧表

通院のみ	入院を含む治療日数	見舞金
	死亡	80万円
61日以上~	31日以上~	4万円~20万円
	7日以上	2万5千円
	3日以上	2万円